基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年三月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年三月七日

東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号

株式会社アイ・イーグループ

代表取締役　佐々木　剛

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年三月七日

東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号

株式会社アイ・イーグループ

代表取締役　佐々木　剛

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年三月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年三月七日

東京都豊島区南池袋一丁目一三番二三号

株式会社ジェイ・コミュニケーション

代表取締役　藤原　秀樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年三月七日

東京都豊島区南池袋一丁目一三番二三号

株式会社ジェイ・コミュニケーション

代表取締役　藤原　秀樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主又は登録株式質権者をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年三月七日

東京都豊島区西池袋二丁目二九番一六号

株式会社アイ・イーグループ

代表取締役　佐々木　剛

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年三月二十二日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年三月七日

東京都豊島区南池袋一丁目一三番二三号

株式会社ジェイ・コミュニケーション

代表取締役　藤原　秀樹

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午後六時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式六〇〇万株を七八〇万株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年三月七日

東京都中央区銀座八丁目三番一〇号

俺の株式会社

代表取締役　坂本　孝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年三月二十八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年三月七日

大阪市都島区友渕町三丁目四番一四号

都島自動車株式会社

代表取締役　髙士　修

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年三月二十九日です。

平成二十五年三月七日

千葉県松戸市新松戸四丁目六番地

株式会社直井

代表取締役　直井　浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月七日

新潟県新潟市中央区東大通一丁目五番八号

株式会社小竹ビル

代表取締役　小竹由利子

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月七日

山梨県甲府市後屋町三六三番地

株式会社センティス廿一

代表取締役　保坂　勝久

定款変更につき通知公告

当社は、平二十五年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月七日

長野県上田市菅平高原一二二三番地一九六九

菅平産業株式会社

代表取締役　桑田邦一郎

限定承認公告

本籍福島県喜多方市塩川町会知字大町甲一〇番地、最後の住所福島県喜多方市塩川町会知字大町甲一〇番地一

被相続人　亡　外島　忠雄

右被相続人は平成二十四年九月一日死亡し、その相続人は平成二十五年三月一日福島家庭裁判所会津若松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月七日

東京都東久留米市小山三丁目七番二一号

限定承認者　外島　弥生

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市下荒田一丁目四〇番地一、最後の住所鹿児島市玉里団地二丁目六一番一三号

被相続人　亡　松元　純忠

右被相続人は平成二十四年十一月九日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十五日鹿児島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月七日

東京都品川区小山台二丁目五番五―四一二号

相続財産管理人　加藤　慶子

限定承認公告

本籍神奈川県藤沢市善行二丁目三番地三、最後の住所神奈川県藤沢市善行二丁目三番地の三

被相続人　亡　高木　豊

右被相続人は平成二十五年一月十五日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十七日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月七日

東京都西東京市ひばりが丘四丁目四番八号

相続財産管理人　高木　利恵

限定承認公告

本籍神奈川県藤沢市鵠沼藤が谷二丁目七三二七番地、最後の住所神奈川県伊勢原市桜台二丁目一一番一一号　被相続人　亡　首藤　英輔

右被相続人は平成二十四年五月三十日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十八日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月七日

神奈川県川崎市多摩区西生田四丁目一九番一七―五〇五号　限定承認者　首藤英一郎

限定承認公告

本籍岡山県玉野市築港五丁目五九四〇番地、最後の住所香川県高松市牟礼町牟礼三六六番地三二

被相続人　亡　安西　正樹

右被相続人は平成二十四年十二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十七日高松家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月七日

香川県高松市牟礼町牟礼三六六番地三二

相続財産管理人　安西　次郎

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十五年一月二十六日開催の臨時総会において、出資一口の金額を十万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十五年三月七日

鹿児島県志布志市有明町蓬原一三九五番地

エーアンドエフ事業協同組合

代表理事　江田　敦郎

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月七日付第四五号四八ページ　―ジ●同日付政府調達第四三号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）（配送料別）